

一般社団法人設立チェックリスト（2025 年版）

一般社団法人は、営利を目的としない団体や地域活動、業界団体などが活用する法人形態です。

株式会社や合同会社と異なり、出資者がいなくても設立でき、社会的信用を得やすい特徴があります。

以下のチェックリストで、設立の流れと必要書類を確認しましょう。

【STEP1】 設立の基本事項を決める

- 法人名（名称）を決定する
- 主たる事務所の所在地を決める
- 目的（活動内容）を明確にする
- 社員（設立時に 2 名以上が必要）を決定する
- 代表理事・理事・監事などの役員を決める

【STEP2】 定款の作成と認証

- 定款に記載する内容：目的・名称・事務所所在地・設立時社員・役員など
- 公証役場で定款の認証を受ける（電子定款なら印紙代不要）
- 定款作成時に公証人への事前相談を行うとスムーズ

【STEP3】 設立登記の申請

- 登記に必要な書類を準備（登記申請書・定款・就任承諾書・印鑑届出書など）
- 法務局で登記申請（登録免許税は 6 万円）
- 登記完了後、登記事項証明書・印鑑証明書を取得

【STEP4】 設立後の手続き

- 税務署へ『法人設立届出書』を提出
- 都道府県税事務所・市区町村へ届け出
- 銀行口座を開設し、活動資金を管理
- 必要に応じて社会保険の加入手続きを行う

【STEP5】 運営上の注意点

- 社員総会を定期的を開催する（議事録を作成・保管）
- 役員変更があった場合は登記変更を行う
- 収益事業を行う場合は、法人税などの課税対象となる点に注意
- 助成金・補助金を活用して活動資金を確保

【POINT】 よくあるミス・注意点

- 社員（構成員）が2名未満で設立できない
- 目的が公益性に欠けると認可や補助金の対象外になる
- 定款の公告方法を記載し忘れると登記が受理されない
- 設立後の運営ルールを定めずトラブルになるケースあり

【まとめ】

- ✓ 一般社団法人は、社会的信用が高く非営利活動に適した法人形態です。
- ✓ 設立要件（社員2名以上・定款認証・登記申請）を満たすことが重要です。
- ✓ 設立後も社員総会・登記変更・会計報告を継続的行いましょう。

🗨 LINE 登録で「一般社団法人設立まるわかり資料」も無料 DL できます

清和行政書士事務所